

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成28年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月20日

島根県監査委員	生	越	俊	一
	同	岩	田	浩
		同	錦	織
			同	厚
			同	雄
			同	勇
			後	藤
				勇

平成28年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 実施要綱等及び検査等マニュアルの整備等</p> <p>(1) 実施要綱等の整備及び見直しについて</p> <p>検査等を実施するにあたって、その主旨や目的、あるいは、実施方針などの基本的事項を定めた実施要綱等を整備することは、検査等実施の意義や必要性などの明確化につながり、検査等を着実に遂行する上で重要である。</p> <p>監査の結果では、実施要綱等が整備されていないもの、また、実施要綱等が整備されている検査等にあっても、実施要綱等が古いままで見直しが行われていないものなどがあった。</p> <p>については、実施要綱等が整備されていない検査等にあつては、検査等の内容を確認の上、実施要綱等の必要性について今一度検討されたい。</p> <p>また、実施要綱等の古いものなどについては、検査等の実施にあたり支障のないよう、適宜、内容の見直しを図られたい。</p>	<p>1 実施要綱等及び検査等マニュアルの整備等</p> <p>(1) 実施要綱等の整備及び見直しについて (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、実施要綱等の整備や見直しなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>ほとんどの検査等について実施要綱等が整備されており、その内容も現状に沿ったものである。一部未整備の検査もあるが、整備の上方針等を明確化する予定である。</p> <p>今後も、検査等の実施に支障のないよう適時見直しを行っていく。</p>
<p>(2) 検査等マニュアルの整備及び見直しについて</p> <p>検査等マニュアルを整備し、検査等の実施手順や実施基準、根拠法令や解釈と関連づけたチェック項目などを設け、ルールの規定化を図ることは、検査等のレベルを確保し、担当者間での検査結果のばらつきを防止する上で効果的であり、検査等の円滑な実施が期待できる。</p> <p>監査の結果では、法令等の規定を直接違反か否かの判断材料として検査等を実施する事務（3機関）については、検査等マニュアルが整備されていなかった。</p> <p>また、それ以外の事務においては、すべて検査等マニュアル、あるいは、それに代わるものが整備されていたが、これらの中には、検査項目や手順等を定めていないもの、不適とする項目について、指導区分（文書・口頭）の判断基準がなく、同じ事務を行う地方機関の間で取扱いに差が生じる可能性が懸念されるもの、制定された年月日が不明で、決裁が行われた形跡が見られないものがあった。</p> <p>については、検査等の事務の円滑化、実施内容の平準化による公平性の確保に向け、適宜、検査等マニュアルの整備、あるいは、内容の見直しを図られた</p>	<p>(2) 検査等マニュアルの整備及び見直しについて (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、検査等マニュアルを実情に応じた内容に改正するなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>検査項目等を定めた県下統一の検査マニュアルを策定するなど、担当者間での検査結果のばらつき防止を図っている。</p>

<p>い。</p> <p>また、検査等マニュアルの整備にあたっては、決裁権者による決裁を行い、組織として整備されたい。</p>	
<p>2 実施計画の策定</p> <p>(1) 実施計画の策定について</p> <p>検査等の実施にあたっては、所期の成果の達成に向けて、実施計画に当該年度実施する検査等の対象団体や実施時期等をあらかじめ定め、検査等を確実に実施するよう努める必要がある。</p> <p>監査の結果では、具体的な実施計画を策定していないものや、計画の策定にあたって決裁が行われていないものがあった。</p> <p>については、検査等の性質（計画的に実施するものか、法令等に違反している場合のみ実施するものかなど）を確認の上、必要に応じて実施計画を策定されたい。</p> <p>また、その場合にあつては、決裁権者による決裁を行い、組織として策定されたい。</p>	<p>2 実施計画の策定</p> <p>(1) 実施計画の策定について (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、実施計画の策定や計画策定期の見直しなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>実施計画の策定の必要があるものは、警察署等実施する機関が具体的な実施計画を策定し、所属長の決裁を受けている。</p>
<p>(2) 目標達成に向けた取組の進行管理について</p> <p>監査の結果では、おおむね実施計画に掲げた実施目標のとおり検査等が実施されていたが、中には、業務の繁忙や、対象団体との日程調整が整わないことなどを理由として、実施計画に掲げられた箇所の検査を実施していないものがあった。</p> <p>については、日頃から業務の進捗状況を的確に把握し、年度中途に、適宜、実施期間の延長など、計画の見直しを図り、目標達成に向けた進行管理に努められたい。</p> <p>また、本庁所管課から実施目標数が提示される場合で、いずれの実施機関においても目標数を達成していない検査等があったが、こうしたものについては、目標数設定の妥当性を検証されたい。</p>	<p>(2) 目標達成に向けた取組の進行管理について (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、進捗管理の方法・体制の見直しなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>進捗状況の悪い警察署に対しては、その都度、県警本部が当該警察署を指導するとともに、警察本部担当者による各署への巡回業務指導時に、立ち入りの推進について指導するなど目標達成に向けた進行管理を行っている。</p> <p>また、目標数設定の妥当性について、引き続き検討し、見直しの必要なものは見直しを行っていく。</p>
<p>3 検査等の実施体制</p> <p>(1) 実施体制の状況について</p> <p>検査等の実施体制については、大半の検査等で複数体制をとっているが、中には、都合により1名で実施する場合もあるとしていた事例があった。</p> <p>については、事故や紛争を未然に防ぐ観点から2名以上で実施することが適切であることから、引き続き</p>	<p>3 検査等の実施体制</p> <p>(1) 実施体制の状況について (知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、2名体制での実施規定を設けたり、地方機関との会議で</p>

<p>き、検査等の目的を達成するために必要な人員の確保と担当事務の適切な割り振りについて配慮をお願いしたい。</p> <p>また、検査等を地方機関で実施し、一方で、本庁において免許申請や届出事務を行っている場合に地方機関に検査等対象団体等の正確な最新情報が伝えられていないものや、同一の検査等であって、検査に関する取扱いが地方機関で異なるものがあった。</p> <p>については、所管課におかれては、地方機関との情報共有に努め、実施において齟齬のないよう連携を図られたい。</p>	<p>情報共有を図るなどの対応の実施・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>検査等は、可能な範囲で、複数で実施するように努めている。</p> <p>また、警察署間あるいは警察本部と警察署間のいずれにおいても情報共有を図っている。</p>
<p>4 職員の研修等</p> <p>(1) 新任担当職員・実務担当職員の育成について</p> <p>検査等の業務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わり、公正の確保や透明性の向上が求められる。そのためは、日頃から担当職員の研鑽が不可欠であり、研修等の充実を図る必要がある。</p> <p>監査の結果では、マニュアル化の徹底とOJTで対応可能であるとするものがある一方、経験の浅い職員に対して組織のサポートとケーススタディの研修の充実、あるいは実践的な事例研修の機会を要望する声が聞かれた。</p> <p>また、時間の制約等から専門性を高めるための研修への参加がなされていないものもあった。</p> <p>については、担当職員が業務知識を十分習得し、検査技術レベルを向上できるよう、研修機会の確保、研修内容の充実に積極的に取り組まれるとともに業務知識や経験が豊富な職員から経験の浅い職員への検査技術の円滑な継承、外部研修受講者による関係職員に対する伝達研修などにも努められたい。</p> <p>特に、年度当初にあっては、新任担当職員の事務の不慣れによる事務処理の遅延やミス等の発生が考えられるので、年度初めの早い時期に担当者会議等を開催することにより、新任担当職員も含めた実務担当職員の育成や情報共有に努められたい。</p>	<p>4 職員の研修等</p> <p>(1) 新任担当職員・実務担当職員の育成について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、年度当初の担当者会議の開催や、研修会場を増やすなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>年度当初に、新任担当者を警察本部に集め研修を行うとともに、新人育成プログラム制度を活用するなど育成に努めている。</p> <p>また、警察本部担当者が、各署を巡回し、実際の現場において実務担当者の指導を行うとともに、5日間の集合研修を行うなど担当者の育成等に努めている。</p>
<p>5 検査等の実施結果の取扱い</p> <p>(1) 検査結果の報告・復命について</p> <p>特に問題が見られなかった場合には、検査結果を台帳に記載するのみで、上司への報告を行わないこととしているものがあった。進捗状況を所属長に適宜報告するなど、所属内における情報共有に努められたい。</p>	<p>5 検査等の実施結果の取扱い</p> <p>(1) 検査結果の報告・復命について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、検査結果について報告を行ったり、課内の情報共有を図</p>

	<p>るなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>検査等実施結果については、検査等終了後、速やかに文書で所属長に報告を行っている。</p>
<p>(2) 検査結果の通知について</p> <p>検査等の重要な点は実施することのみではなく、検査等の実施後、結果の適否を団体等に通知し、不適切な点について確実に改善されることにある。</p> <p>監査の結果では、団体等への検査結果の通知について、口頭による方法のみで実施している検査等があった。</p> <p>については、その内容に応じて、適宜、書面の手交を行うなど、対象団体等と検査等実施機関との間で認識の相違等生じないように留意し、確実な改善につなげられたい。</p> <p>また、実施要綱等で調査実施後おおむね1ヶ月以内に通知する旨の規定がされているにもかかわらず、年度末に一括して年間の検査結果を通知しているものがあったが、検査結果の通知にあたっては、実施要綱等に定められた期間内に行うよう改善されたい。</p>	<p>(2) 検査結果の通知について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、立入検査記録書の写しなどの送付や、速やかな通知を行うなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>口頭によるべきものは口頭で、文書によるべきものは文書で、その都度通知を行っている。</p>
<p>(3) 改善措置状況報告に対する確認について</p> <p>改善措置状況の報告に対する確認は、実地や書面、口頭など様々なものがあった。引き続き確実な方法かつ最適な時期での確認に取り組まれたい。また、改善を要する事項の再発防止や類似事案の未然防止に向けて、検査後における適宜適切な指導や注意喚起にも努められたい。</p>	<p>(3) 改善措置状況報告に対する確認について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、提出期限を要領等に規定して報告書の提出を求めるなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>改善結果の確認については、それぞれ適正にその都度行っている。</p>
<p>(4) 検査結果の同業団体等への情報提供について</p> <p>検査結果や不適正事案の概要等の情報を周知することは、自主的な改善や不適正事案の未然防止に有効な手段である。</p> <p>監査の結果では、検査結果の同業団体等への情報提供の取組が実施されていない機関もあった。</p> <p>については、研修会・講習会等様々な機会を利用して、同業団体等に対する検査結果の情報提供について積極的に取り組まれたい。</p>	<p>(4) 検査結果の同業団体等への情報提供について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、指導時や意見交換会の機会を利用して検査結果についての情報提供を行うなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p>

	<p>同業団体がある場合には、会合等の機会を利用して検査結果の状況等について情報提供を行っている。</p>
<p>(5) 検査結果の総括・分析について</p> <p>検査結果の総括・分析は、検査等実施の効率化、公正化を図るために重要である。</p> <p>監査の結果では、検査結果の総括・分析が行われていない機関があった。</p> <p>については、年度ごとの総括・分析を行い、次年度の指摘基準や重点項目の設定、事業計画の策定への反映など、より効果的な検査となるよう努められたい。</p>	<p>(5) 検査結果の総括・分析について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、全庁的な調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、総括・分析を行うなどの対応・検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>各検査について、総括・分析を実施している。警察署からの実施結果報告に基づき、警察本部で総括を行い、検査等に必要な情報を警察署にフィードバックしているものもある。警察署では、実施計画の策定等に反映させるとともに指導監督の参考としている。</p>